

令和7年度

こども^{☆☆}誰^{☆☆}でも 通園制度

（乳児等通園支援事業）

利用のご案内

秦野市



秦野市こども健康部保育こども園課
（秦野市役所本庁舎2階）
〒257-8501 秦野市桜町1-3-2
電話 0463-82-9606（直通）

目次

I	はじめに	1
1	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について	1
2	利用要件について	1
3	実施施設及び対象年齢について	1
4	利用上限について	1
5	事業（保育）の実施期間	2
6	事業の実施方法「在園児との合同保育」	2
7	親子通園について	2
8	利用に当たっての注意事項	2
II	利用までの流れ	3
1	利用登録申請及び認定	3
2	利用登録申請に必要な書類	3
3	面談の申込	3
4	利用予約	3
5	利用	3
6	持ち物	3
III	利用料金等について	4
1	利用料金（1日当たり）	4
2	利用料金の減免について	4
IV	登録内容の変更等について	4
V	キャンセルについて	5
VI	FAQ	6
1	制度に関すること	6
2	利用に関すること	7

I はじめに

1. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

この事業は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的として実施する事業です。月一定時間（上限 10 時間※）の利用可能枠の中で、就労要件等を問わずに利用することができます。

※ 利用時間の設定から、1，2 歳児は「9 時間」が上限となります。

2. 利用要件について

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に所属していないこどもで、利用時点で0歳6ヶ月～2歳（満3歳となる年度末まで）の秦野市に住民登録があるこどもが対象。

※ 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っているこどもは対象外となります。

※ 利用日時点において、上記の年齢を満たしていることが要件となります。

※ 実施施設により、受け入れ年齢が異なります。

※ 支援が必要なお子様については、園とご相談ください。

3. 実施施設及び対象年齢について

秦野市乳児等通園支援事業を実施する施設及び受入対象年齢は次のとおりとなります。

園 名	対象年齢及び実施時間	利用定員 (1 日当たり)
市立みどりこども園 (緑町 16-2) 電話 81-1629	0歳児(0歳6か月以上) 9時15分～11時15分	3名 (2名)
市立すえひろこども園 (末広町 6-35) 電話 82-4556	1歳児(満2歳となる年度末まで) 9時15分～12時15分	8名 (3名)
市立しぶさわこども園 (渋沢上 1-12-2) 電話 87-1021	2歳児(満3歳となる年度末まで) 9時15分～12時15分	12名 (4名)

※ 年齢は本年 4 月 1 日時点（0 歳児は利用日時点）

※ 0 歳児の給食提供はありません。1，2 歳児は、原則、給食提供となります。

4. 利用上限について

こども一人 1 か月当たりの利用上限は次のとおりとなります。

0歳児	10時間(月5日 2時間×5日)
1歳児及び2歳児	9時間(月3日 3時間×3日)

5. 事業（保育）の実施期間

令和7年10月15日（水）から令和8年3月13日（金）

※ 1週間のうち3日を事業の実施日とします。

※ 実施日は園ごとに異なりますので、各園または保育こども園課にお問い合わせください。

6. 事業の実施方法「在園児との合同保育」

この事業で目的としている「全てのこどもの育ちを応援」するため、家庭とは異なる経験や、家族以外の人と関わる機会を創出するため、専任の保育士を配置し、在園児と合同で保育を実施します。

1, 2歳児は、在園児と一緒に給食を提供します。

7. 親子通園について

通園に不安を抱えるご家族に安心していただくため、親子での通園を可能とします。

また、保育中の様子を確認していただくことや、保育士への子育て相談などにも対応します。ただし、こどもの成長のため、親子での通園は一定期間とさせていただきます。親子通園の期間につきましては、各園とご相談ください。

8. 利用に当たっての注意事項

(1) 一般型一時預かりとの併用について

この事業は、こどもを主体としているため、原則として、乳児等通園支援事業の利用日に同じこどもが「一般型一時預かり事業」を併用することはできません。

(2) 給食に係るアレルギー等の対応について

給食提供に係るアレルギー等の対応については、園との協議によりますので、利用される園にお問い合わせください。

(3) 利用制限について

各園の受入れが上限に達した場合は、ご希望に沿った利用ができない場合があります。定員の空き状況については、保育こども園課にお問い合わせください。

(4) 事業の効果検証等について

本事業の効果や課題等を把握するため、アンケート調査等を実施したいと考えていますので、その際は、ご協力をお願いいたします。

Ⅱ 利用までの流れ

1. 利用登録申請及び認定

「乳児等通園支援事業利用認定申請書」等に必要な事項を記入の上、保育こども園課で認定の手続きをしていただきます。

なお、利用料の減免については、別途、書類の提出が必要となります。

申請書類を審査した後、市から認定の通知を送付します（申請から 1 週間程度）。

2. 利用登録申請に必要な書類

- (1) 乳児等通園支援事業利用認定申請書（第 10 号様式）
- (2) 入所児童票
- (3) 利用同意書
- (4) 乳児等通園支援事業利用料減免申請書（第 15 号様式）※必要な方

3. 面談の申込

市からの「乳児等通園支援事業利用認定承認・不承認通知書（第 11 号様式）」が送付されましたら、利用を希望する園と面談していただきます。面談の日程は園ごとに設定していますので、利用を希望する園にお問い合わせください。

面談では、お子様の情報を確認させていただくとともに、利用に当たっての注意事項等についてお知らせいたします。

4. 利用予約

面談が終了しましたら、園と利用日を調整していただきます。

予約については、月の上限（3 日または 5 日）まで予約していただきます。

なお、お子様の状況により、慣れるまでは親子通園を取り入れる場合があります。

5. 利用

利用日当日は、9 時 10 分から 9 時 15 分の間に登園してください。

お迎えは、利用終了時間の前までに園にお越しください。お迎えの際に、利用料、給食費のお支払いをお願いします。

6. 持ち物

着替え、おむつ、おしりふき、タオルなどが必要です。

詳細は、各園での面接時にお伝えいたします。

Ⅲ 利用料金等について

1. 利用料金（1日当たり）

本事業の利用料は次のとおりとなります。

なお、利用料は、お迎えの際に現金でのお支払いをお願いします。

対象年齢	利用料金	給食費（実費）
0歳児	600円（1時間300円）	なし
1歳児及び2歳児	900円（1時間300円）	250 円

※ 利用料金は所得などによる減免制度があります。

※ 給食費はおやつを含みます。

※ お迎えが利用時間を過ぎた場合は、1時間単位で追加料金が発生します。

※ 1歳児（すえひろこども園）については、車で送迎等を行う場合は、別途、駐車場利用料（100円／回）が発生します。

2. 利用料金の減免について

次の世帯状況に該当する場合は、利用料の減免が適用される場合があります。

世帯状況	減免金額	減免後徴収額 （1時間当たり）
生活保護世帯	全額	なし
市民税非課税世帯	10分の8	60 円
市民税所得割 77,101 円未満の世帯	10分の7	90 円
要支援家庭など市が特に 支援が必要と認めた世帯	10分の5	150 円

※ 減免については、原則、利用認定申請書提出時にご申告いただいたうえで認定します。

※ 変更があった場合は、変更申請を行ってください。

Ⅳ 登録内容の変更等について

下記のいずれかに該当する場合は、必ず園にご連絡をお願いします。

変更の内容	具体的な内容
登録内容に関すること	・住所の変更（転居、転出） ・氏名の変更 ・連絡先の変更 ・保育所等への入所決定
利用料金減免に関すること	・婚姻 ・離婚、死別 ・減免の対象となった ・減免の対象外となった

V キャンセルについて

本事業のキャンセルポリシーは次のとおりとします。

- (1) 園に利用予約が完了した時点で当キャンセルポリシーの対象となります。
- (2) キャンセルについては、早めの連絡をお願いします。
なお、一度確定した利用日については、変更及び振替はできません（園の都合による場合は、この限りではありません。）。
- (3) 利用日当日のキャンセルについては、予約日当日の9時までに必ず園に連絡してください。9時を過ぎたキャンセルの場合、給食を予定しているお子さんは給食費をご負担いただきます。
- (4) 当日、お子様の体調不良等、予期しないキャンセルについては、できる限り速やかに予約した園に連絡してください。
- (5) 利用のキャンセルについては、どのような理由であっても利用料の負担は必要ありません。ただし、本事業を利用したものとみなし、利用時間は消費されます（0歳児：1日分2時間、1・2歳児：1日分3時間）。
- (6) 当日、利用開始時刻に遅れた場合や利用中の急な体調不良等によりお迎えの時間が早まった場合においても、利用時間や利用料金については1回の利用として算定します。
- (7) 無断でのキャンセル又は送迎の遅れは、園や他の利用者への迷惑となりますのでお止めください。
- (8) 無断でのキャンセル又は送迎の遅れが悪質と判断した場合には、当事業の利用のお断りや、利用登録の取消しをする場合があります。

VI FAQ

1 制度に関すること

Q1. この事業は国の事業ですか、市の事業ですか。

⇒ 本事業は、国の制度に準拠して市が実施する事業です。

国は満3歳となる前々日までを対象としていますが、市独自に満3歳となった年の年度末までを対象としています。

また、定員、実施日時、利用方法などの細かい部分については、園ごとに決めることができます。

Q2. 「一般型一時預かり事業」との違いはどのようなのですか。

⇒ 本事業は、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備する」ことを目的としており、園生活（遊びや体験）を通じてこどもの成長を支援する事業です。

一方、一般型一時預かり事業は、保護者の就労、就学、病気、冠婚葬祭のほか、子育て負担軽減（リフレッシュ）などにより、一時的に家庭で保育できない場合に利用できる事業となっています。

また、対象年齢、利用時間、利用料金も異なります。

Q3. この事業の利用後に継続して一般型一時預かり事業を利用することはできますか。

⇒ 原則、同日に同じこどもが一般型一時預かり事業を利用することはできません。ただし、同日の午後に家庭で保育できない理由がある場合は、園と協議の上で決定します。

Q4. 公立認定こども園は5園ありますが、なぜ3園だけで実施するのですか。

⇒ 本事業の実施に当たっては、専任の保育士が必要となります。実施しない2園については、保育士の配置が困難であることから、今年度は3園での実施となります。

なお、令和8年度は、公立認定こども園5園で実施します。

Q5. 園ごとに対象年齢が違うのはなぜですか。

⇒ 本事業では、対象年齢ごとに1名の専任保育士が必要となりますが、1園で0歳から2歳のこどもに対応する保育士の配置が困難であることから、園ごとに対象年齢を決めさせていただいております。

なお、事業を実施する中で、課題やニーズを把握し今後の事業を検討していく予定です。

Q6. 今後、私立保育園等で実施する予定などがありますか。

⇒ 本事業は、令和8年度から本格実施（給付制度）となります。私立保育園等での実施については、今年度の公立認定こども園による事業の実施によりニーズや課題を把握し、令和8年度以降、実施する園を募集する予定です。

2 利用に関すること

Q7. 年齢によって利用できる園が近くにありません。近い園での利用はできますか。

⇒ 本事業は、今年度は試行的な事業として実施しています。対象年齢ごとに公立認定こども園3園での実施となりますので、ご理解をお願いします。事業を実施する中で、課題やニーズを把握し今後の事業を検討していく予定です。

Q8. きょうだいで利用したい場合はどのようにになりますか。

⇒ 園ごとに対象年齢が違いますので、原則はそれぞれの園を利用することになります。親子通園などにより1園での利用を希望する場合、きょうだいは「一般型一時預かり事業」を利用いただくなどの対応をお願いします。

Q9. 認可外保育施設を利用しています。この事業は利用できますか。

⇒ 認可外保育施設（院内保育）を利用している場合は、本事業を利用できます。企業主導型保育施設（やまゆり保育園、ベストキッズ秦野保育園）を利用している場合は、利用できません。

Q10. ぽけっと21を利用しています。この事業は利用できますか。

⇒ 利用できます。

Q11. 利用時間は決まっていますか。1時間単位での利用はできますか。

⇒ 利用時間は年齢ごとに決まっており、0歳児は1か月当たり5日（10時間）を上限としています。1、2歳児は1か月当たり3日（9時間）を上限としています。

1日当たりの利用時間は、0歳児は2時間、1、2歳児は3時間としていますので、1時間単位での利用はできません。

Q12. 利用時間が決まっている理由はどのようなのですか。

⇒ 他のこどもや保育士との触れ合いにより、こどもの成長を支援することを最優先に考えた利用時間としています。

なお、午後はお昼寝の時間がありますので、午前の時間としたものです。

Q13. 利用料金はキャッシュレスで支払えますか。

⇒ 現金での支払いをお願いします。お支払いは、利用日のお迎えの際に保育士にお支払ください。

Q14. 障害を持つこどもや支援が必要なこどもの利用は可能ですか。

⇒ 障害や支援の状況により異なりますので、まずは、保育こども園課へご相談ください。

Q15. 利用中に怪我をした場合はどうなりますか。

⇒ 怪我の状態によりますが、保護者にお迎えをお願いする場合や必要に応じて病院を受診する場合があります。

なお、怪我に対する補償は、秦野市が加入する傷害保険の範囲が限度となります。